(2)　(1)に掲げる地点から三四五度二〇分〇三秒二四〇・二七四メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から七六度〇一分二三秒八一・九二八メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から一六二度〇九分四〇秒二三九・六七五メートルの地点
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(21)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域
(1)　津市津興港中道北官三七〇地先の測量標（北緯三四度四二分三六秒東経一三六度三一分二〇秒）から二五二度二三分四五秒一六・七三一メートルの地点
(2)　(1)に掲げる地点から一五四度五二分一七秒七・四〇四メートルの地点
(3)　(2)に掲げる地点から一七六度三二分〇〇秒二六・四五九メートルの地点
(4)　(3)に掲げる地点から一七一度二二分二七秒六四・三六八メートルの地点
(5)　(4)に掲げる地点から一八三度五二分一一秒二六・四六三メートルの地点
(6)　(5)に掲げる地点から一八九度三五分五六秒一二七・〇〇〇メートルの地点
(7)　(6)に掲げる地点から一九五度〇三分五三秒五・六二一メートルの地点
(8)　(7)に掲げる地点から一九一度一六分四五秒四九・一五四メートルの地点
(9)　(8)に掲げる地点から一九〇度三一分二九秒一二〇・四一四メートルの地点
(10)　(9)に掲げる地点から一八五度〇六分五二秒一二・三八四メートルの地点
(11)　(10)に掲げる地点から一九一度四〇分三三秒一五二・一四四メートルの地点
(12)　(11)に掲げる地点から一六一度二九分五五秒五・七二九メートルの地点
(13)　(12)に掲げる地点から一九〇度三二分三七秒九四・三一五メートルの地点
(14)　(13)に掲げる地点から一九一度一〇分一五秒一七二・一五八メートルの地点
(15)　(14)に掲げる地点から一八六度一二分一一秒一〇七・六四九メートルの地点
(16)　(15)に掲げる地点から一八五度二三分四八秒一一三・七四五メートルの地点
(17)　(16)に掲げる地点から一七九度三八分三六秒一五・四二五メートルの地点
(18)　(17)に掲げる地点から九七度三八分一〇秒九三・七二九メートルの地点
(19)　(18)に掲げる地点から四度五七分一七秒二三七・七一九メートルの地点
(20)　(19)に掲げる地点から一五度二三分〇三秒七二七・八七八メートルの地点
(21)　(20)に掲げる地点から一六度一一分三三秒一一七・九八五メートル

○防衛省告示第三十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日　防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十日及び同月二十一日（予備、同月二十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日　防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十日及び同月二十一日（予備、同月二十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五八秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年三月十三日　防衛大臣　稲田　朋美

日　時　平成二十九年三月二十日及び同月二十一日（予備、同月二十二日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦等　自衛艦十三隻

その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。